

登米南方複合商業施設の届出概要について

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
株式会社真柄油脂店 代表取締役 真柄 淳也
- 2 届出年月日 令和5年8月28日
- 3 店舗の名称 登米南方複合商業施設
- 4 店舗設置者 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社真柄油脂店 代表取締役 真柄 淳也
岩手県一関市花泉町涌津字道下38番地9
- 5 店舗所在地 登米市南方町新島前14番地1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ツルハ	1, 276. 68 m ²	食品、医薬品 他
株式会社真柄油脂店	149. 58 m ²	食品 他
計	1, 426. 26 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和6年4月29日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 69 台 (指針による必要台数: 55台)
- (2) 駐輪場の収容台数 16 台 (指針による参考台数: 9台)
- (3) 荷さばき施設の面積 81. 00 m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 7. 41 m³ (指針による必要容量: 6. 65 m³)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 A棟 午前7時から午前0時まで (株式会社ツルハ)
B棟 24時間 (株式会社真柄油脂店)
- (2) 駐車場の利用時間帯 24時間
- (3) 駐車場の出入口の数 4箇所

(4) 荷さばき実施時間帯 荷さばき施設① 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設② 24時間

10 事務手続き等

- ・公告年月日 令和5年9月25日
- ・縦覧期間 公告の日から令和6年1月25日まで
(公告の日から4か月間)
- ・地元説明会 令和5年10月3日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和5年11月17日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和6年1月25日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和6年4月28日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	令和5年10月3日（火）午後6時から午後7時まで
開催場所	登米市 迫公民館 登米市迫町佐沼字中江2-6-1
出席人数	5名

質問事項	設置者の回答内容
新設する日とはどのような日か。	新設する日とは、実際に営業を開始する日となります。 →指針の対象外
スタンドはどのような形態か。	セルフスタンドとなります。 →指針の対象外
農振除外はいつごろ行ったのか、今後範囲を広げる予定はあるのか。	農振除外はかなり前から手続きを進めておりました。今後除外範囲を広げる予定はありません。 →指針の対象外
出入口は具体的にどの位置になるか。	資料の添付図に示したように、敷地北側の市道側に2箇所、南側の県道側に2箇所となります。 →県の意見は不要
近くにもコンビニがあるが、既存店はどのようなになるのか。	既存店舗については、オーナーが違うため、別の営業店舗となります。 →指針の対象外
敷地奥の駐車場はどのようなものか。	従業員用の駐車場や雪置場として利用する予定となっています。 →県の意見は不要

登米市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社ツルハ及び株式会社真柄油脂店	
届出年月日	令和5年8月28日	
店舗名称	登米南方複合商業施設	
所在地	登米市南方町新島前14番地1外	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	<p>周辺住民から苦情が申し立てられた場合や夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準を超過している地点付近において、今後周辺の土地利用が変化し住居等が立地するなどした場合には、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	